

■別紙：人材紹介の対価

1) 人材紹介手数料

甲は、乙が紹介した人材の採用を決定し、当該応募者が入社に至った場合、乙からの人材紹介の対価として、以下の計算式により算出した人材紹介手数料およびその消費税相当額を乙に支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

【 人材紹介手数料 = 理論年収 × 料率 30% (消費税別) 】

(1) 常勤採用時の理論年収については、以下の計算式により算出するものとする。

【 理論年収 = 月額固定給 × 12ヶ月 + 賞与 (賞与算定基準額 × 前年度実績賞与支給月数) 】

1. 月額固定給は基本給に諸手当を加算して算出する。諸手当とは資格手当、家族手当、住宅手当、役職手当、みなし残業手当等、毎月支給される手当を指す。但し、通勤手当は月額固定給に含まないものとする。
2. 賞与は入社日が属する月に関わらず、賞与の支給対象期間を満たすものとして算出する。なお、賞与は、雇用契約書・就業規則等の賃金・ボーナス規定等で定められた報酬で、支給条件・算定方法が定められた定期的に支給が保証された年間報酬のほか、インセンティブ、業績賞与等を含むものとする。

(2) 非常勤採用時の理論年収については、以下の計算式により算出するものとする。

【 理論年収 = 時給 × 一日の労働時間 × 週の勤務回数 × 年間52週 】

1. 休日手当、夜勤手当等、定期的に支給が保証された報酬がある場合、想定年収は上記の式に別途加算して算出する。但し、通勤手当は定期的に支給が保証された報酬に含まないものとする。
2. 有期雇用契約の場合は契約期間を1年間とみなして換算した額を理論年収とする。

2) 返金制度 (返金規定)

入社に至った応募者が退職に至った場合、入社日から退職日までの期間に応じて、甲は乙に対して、当該応募者の退職日から7日以内に、当該応募者の最終出勤日が確認できる書面を添付の上、電子メールまたは書面にて通知し、下記の要領に従い、当該応募者に係る人材紹介手数料の減額又は返還を求めることができるものとする。なお、返還期日は退職日が属する月の翌月末日 (当該末日が金融機関の休業日である場合は直前の営業日) とし、振込手数料は乙の負担とする。

1. 入社前、又は入社日から7日以内に退職日を迎えた場合 …………… 人材紹介手数料の100% (消費税別) の返還
2. 入社日から8日以上30日以内に退職日を迎えた場合 …………… 人材紹介手数料の50% (消費税別) の返還
3. 入社日から31日以上60日以内に退職日を迎えた場合 …………… 人材紹介手数料の30% (消費税別) の返還
4. 入社日から61日以上90日以内に退職日を迎えた場合 …………… 人材紹介手数料の10% (消費税別) の返還

但し、次の各号のいずれかに該当した場合、紹介料の返還は行わないものとする。

1. 甲が、求人票または採用内定通知書、採用内定確認書と異なる労働条件で応募者と雇用契約の締結をしたために当該応募者が退職に至った場合、若しくは締結を求めたために当該応募者が退職に至った場合。
2. 求人票または採用内定通知書、採用内定確認書と実際の労働条件が異なるために当該応募者が退職に至った場合、若しくは労働条件の変更を応募者に求めたために当該応募者が退職に至った場合。
3. 雇用条件の内容が法令に反しているものであり、そのために当該応募者が退職に至った場合。
4. 解雇や退職勧奨等、当該応募者が会社都合により退職に至った場合。(いじめ・嫌がらせ・セクシャルハラスメント、過度な残業による疲労など、甲が安全配慮義務に違反したために退職に至った場合を含む。)
5. 甲の帰責に基づき上記期限内に通知がなされなかった場合。
6. 人材紹介手数料が実績支払の場合。

3) 支払い規定

乙は甲に対して、応募者の甲への入社を確認後、速やかに第1項又は前項に定める人材紹介手数料を請求し、甲は下記の期日までに、請求された人材紹介手数料およびその消費税相当額を乙の指定する金融機関口座に振込送金により支払うものとする。

入社日が属する月の翌月末日 (当該末日が金融機関の休業日である場合は直前の営業日)

なお、人材紹介手数料が実績支払の場合、乙は甲に対して、毎月末日までに所定の書式にて給与支給実績を確認し、甲は、人材紹介手数料およびその消費税相当額を、翌月末日 (当該末日が金融機関の休業日である場合は直前の営業日) までに、乙の指定する金融機関口座に振り込むものとする。